

第43回食品の表示に関する共同会議

厚生労働省 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会
食品表示調査会
農林水産省 農林物資規格調査会表示小委員会

日時：平成21年5月29日（金）

14：00～16：00

場所：農林水産省4階第2特別会議室

議事次第

1. 開会

2. 議事

- (1) 加工食品の原料原産地などの情報の提供について
- (2) その他

3. 閉会

配布資料

資料1 中間的な論点とりまとめ（案）「消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して」への意見・情報と対応方針（案）

資料2 食物アレルギーの原因物質の推移について（報告）

参考1 包装食品の表示に関するコーデックス一般規格

参考2 強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン

参考3 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の概要

参考4 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）の一部を改正する法律（平成21年4月30日法律第31号）について

机上配付資料

机上配布1 中間的な論点とりまとめ（案）

机上配布2 製造所固有記号に関する手引き（Q&A）

中間的な論点とりまとめ（案）「消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して」への意見・情報と対応方針（案）

1. 意見・情報の募集手続の概要

- (1) 募集期間：平成21年4月6日～平成21年5月8日
- (2) 告知方法：報道発表、農林水産省ホームページ、電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページ
- (3) 意見提出方法：インターネットによる提出、郵送、ファックス

2. 提出意見総数

60通

3. 意見・情報と対応方針（案）

- (1) 意見・情報の概要等
詳細は別紙のとおり。

- (2) 対応方針（案）

中間的な論点とりまとめを案のとおり決定する。今後、このとりまとめ及び別紙の意見等並びに「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」附則第五条第二項を踏まえ、表示の具体的なイメージを国民に示しつつ、引き続き議論し、本年秋頃を目途に結論を得る。

その際、「国産」「外国産」といった大括り表示、輸入中間加工品は当該加工品の原産国で代替する表示、切り替え産地を列挙する可能性表示などの表示方法の導入について検討する。

また、食品情報の開示についての検討会を新たに設置する。

パブリックコメントに寄せられたご意見等の概要と回答

ご意見等の概要	具体的なご意見等の抜粋	回答
<p>I 原料原産地情報の表示について</p> <p>I-1 国産・外国産などの大括り表示や輸入中間加工品の原産地表示、可能性表示という表示方法の導入を求める意見(条件付きの賛成を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一定のルール(原材料の重量に占める割合の高いものを記載する、輸入国だけでなく原産国が判っているものは原産国を明記する、など)を整理した上で、国産・外国産などの大括り表示をすることが必要。 ・消費者の要請に応える対応は必要であり、包装表示の情報量の限界、コスト問題等があるからといって、消費者に得体の知れない食品を提供してもよいということにはならない。少しでも消費者の商品選択に資するよう、最低でも大括り表示はすべき。 ・国産の原材料を使った加工食品を選びたい消費者にとっては、国産、外国産の大括り表示でも商品選択に資することからまずは大括り表示を導入すべきである。 ・農林水産省を活性化させるためには、国産であることの優位性を強調することが生産者のモチベーションにつながり、競争力強化につながる。 ・輸入原料については、基本的には原料原産国を表示するが、わからない場合等やむを得ない事情がある場合は、外国産と表示するのがよい。 ・加工食品の多くに輸入原材料が使用されている事実を提供するためにも、大括り表示や重量順で上位3位までの原材料の産地を表示するなど、工夫は必要。 ・消費者が知りたいのは主な原材料と主な加工地が国産かどうか。これを踏まえ、以下、表示方法を提案する。主な原材料について、国内産、外国産、国内外のいずれかを義務表示、主たる加工工場の国籍を国内、外国、国内外のいずれかを義務表示。任意で原材料・工場国籍の国名、可能性、不明の理由等をHPなどで情報提供。 ・産地の切り替えを頻繁に行わざるを得ない加工食品については、可能性表示にして、消費者が確認したいときに、HPや二次元コードで情報を得られる方法をとるべき。 ・原料原産地表示の拡大の議論は、引き続き「食品の表示に関する共同会議」で議論し、最終的な結論をえるべきである。 	<p>いただいたご意見については、今後、食品の表示に関する共同会議において、新たな表示方法の導入について議論する際に参考にさせていただきます。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・可能性表示のほうが、大括り表示に比べると、より消費者の求める情報提供となる。 	
<p>I-2 国産・外国産などの大括り表示や輸入中間加工品の原産地の表示、可能性表示という表示方法の導入に否定的な意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国産と外国産を併用した場合、その端境期などは、「国産、外国産」、「国産又は外国産」等、消費者にとって満足できる表示となるかは疑問。そもそも、「国産又は外国産」は優良誤認となる可能性がある。 ・大括り表示は企業にとって負担は少ないが、消費者の満足を得られるか疑問である。 ・大括り表示を認めると20食品群とそれ以外の食品でルールが異なることになり、消費者にとってわかりにくい表示になる。 ・都合の悪い国を安易に外国産とする現象がおこるので大括り表示には反対。 ・消費者が信頼できると考えている国かどうか判別できないので、国名表示が適切である。 ・原産国はわかるはずなので、少なくとも現状以上に詳細に書けるはず。 ・中間加工地表示が新たな表示方法の案として挙げられているが、そもそも原料原産地情報が海外から入手できないことが問題である。きちんと情報を入手すべき。 ・中間加工国表示は、原料原産地と混同しやすい。 	<p>いただいたご意見を踏まえ、今後、食品の表示に関する共同会議において議論する際には、新たな表示方法による具体的な表示例等を示しつつ、消費者にとってわかりやすい表示となるかなどについて議論してまいります。</p>
<p>I-3 とりまとめ案の文章についての意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト増を反対理由とすることは、費用をかければ原料原産地表示が可能という誤解を生む。(とりまとめ案4ページ) 	<p>ご指摘は論点のひとつの例示であり、とりまとめ案では、正確な原料原産地表示を行うためのコストが増加することは、加工食品の原料原産地表示が困難な理由の一つとしてあげており、このほかにも「かえって重要な情報が分かりにくくなる」「原料の産地までは正確な情報を入手できない」を明記しているところです。</p>

	<p>・「原料原産地表示が生産者の励みになる」との行は不適切、もしくは国産原料に限定すべきものであり、一般論で整理すべきではない。(原料を海外から調達している場合)(とりまとめ案4ページ)</p>	<p>とりまとめ案では、当該箇所は、原料原産地情報が消費者に伝えられることについての一側面を論じているものであり、ご指摘のように国産原料使用によりその産地の持続的な生産の励みとなるという意見があります。</p>
<p>I-4 原料原産地表示の義務拡大を求める意見</p>	<p>・原料原産地表示は、加工度を限定せず、特定の原料を主原料とする製品の原料すべてを対象とすべき。また、安全性などに違いがあり、消費者の関心が高い原料(牛肉、ビーフエキスなど)については、配合比率にかかわらず表示対象とすべきである。</p> <p>・原料原産地情報の表示は、基本的にすべて表示されることが消費者の要望である。</p> <p>・消費者が安全・安心を求めているにもかかわらず、生産者が努力して提供する食材の原産地を表示しないのは納得がいかない。生産地表示が義務づけられた場合、生産者の意欲が増すと思われる。</p>	<p>JAS法に基づく加工食品品質表示基準では、消費者の商品選択に資するため、主な原材料の原産地表示を義務にしているのは、原産地に由来する原料の品質の差が最終製品に影響を及ぼすと認識されている国内で製造された20食品群の主な原材料と、農産物漬物などの個別4品目の原材料について、原産地表示を義務づけています。また、昨年3月には、義務表示対象外の加工食品についても、原料原産地情報の積極的な提供に関する通知を发出し、事業者の自主的な取組を推奨したところです。</p>
<p>I-5 原料原産地表示は任意とすべきという意見、原料原産地表示の義務拡大に否定的な意見</p>	<p>・加工食品の原料原産地表示、情報開示は、事業者の任意の取組を推奨する形が望ましい。表示がなくても安い方がよいとする消費者のほうが多いのではないかと。</p> <p>・行政は、適切な表示がされているかどうかの監視に重点をおくべきで、原料原産地の拡充は必要ない。</p> <p>・原料原産地表示は現行の法的義務に限り、それ以外は任意で、多様な媒体を認めるべき。</p> <p>・一律的な法規制ではなく、HP等を用いた事業者の任意の自主的な取組を推奨し、助ける仕組みを考えていただきたい。法的規制が避けられない場合には、以下について考慮していただきたい。①包装だけではない多様な媒体を認めること。②主要商品のみを対象にすること。③対象は、主たる原材料とすること。④可能性表示も認めること。⑤使用量の順番も、必ずしも合致させる必要はないとすること。⑥業務用は対象外とすること。⑦猶予期間は最低でも1年間確保していただきたい。</p> <p>・産地や中間加工国の頻繁な切り替えによる包材変更など、実行可能性の問題や、表示の正確性が担保できないという問題があり、一律の表示義務化は慎重な検討が必要。</p>	<p>さらなる原料原産地表示の義務の拡大については、①原料原産地の頻繁な切り替えが行われており正確な原産地表示が難しいこと、②中小零細事業者の対応能力等を踏まえた実行可能性の高い制度とする必要があること、③国際規格との整合性をとる必要があること、などの問題点があるため、まず表示方法のあり方について議論してきました。議論にあたっては、生産者、食品事業者、消費者などの関係者の参加が必要と考え、食品の表示に関する共同会議において、食品の製造実態について、食品事業者から詳細なヒアリングを行うとともに、原料原産地表示について、生産者、食品事業者、消費者を一同に交えた意見交換会を各地で実施することにより、できるだけ多くの方々のご意見を伺ってきたところです。</p>

	<p>・加工食品の原料原産地表示の義務化については、とりまとめ案にもあるような様々な問題があり、基本的に非実用的であると考え。EU諸国で導入されている、政府が基準を設定したうえでの選択式表示制度が、より適切であると考え。</p>
<p>I-6 原料原産地表示の義務拡大を検討するに当たっての課題についての意見</p>	<p>・原料原産地の表示対象となる原材料は主な原材料に限るなど、原材料の対象を限定していただきたい。</p> <p>・原料原産地表示の義務化については、表示の実行可能性及び最終製品の品質への原材料の影響度というこれまでの考え方に則るべきである。</p> <p>・適切に表示するための産地切り替えによるコスト増に加え、表示ミスを誘発するなど、原料原産地表示義務化による事業者の負担を考慮してほしい。</p> <p>・今後、原料原産地表示の検討に際しては、次の点を考慮してほしい。①メーカーが表示が印刷された包装を準備して保管できるかどうか、②やむを得ず原料の調達国を替えなければならない場合、メーカーはどうか対応すべきか、③原料原産地表示をすることで、製品の供給にどのような影響があるか。</p> <p>・原料原産地表示の対象品目は限定すべきであり、また、国際ルールとの整合にも配慮すべきである。</p> <p>・加工度の高い原材料に表示が必要な場合は、その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国が原料原産地になるという考え方に統一すべきである。</p> <p>・原料原産地の表示義務化が一部の加工食品について拡大するという方針になれば、決定に際し、関係者の幅広い意見を聞くこと。</p> <p>・以下のような点を精査し、正確で根拠ある情報をもとに十分に議論して結論をだすべきである。</p> <p>①消費者の安心の担保という根拠でJAS法の新たな義務化は可能なのか。</p> <p>②品質の差を根拠に拡大してきた原料原産地表示に価値観や趣味まで介入することにならないか。</p> <p>③偽装などの調査に公務員の人員が必要となる一方、証拠等を差し押さえる権限等の不足で摘発の効果があがらないのではないか。</p> <p>・消費者が容易に理解できる表示を重点に考え、JAS法以外の関係する法令との整合性を図り、製造や販売の責任所在を明確に義務化すべき。</p>

今般のパブリックコメントの対象となった中間論点とりまとめ案は、昨年7月以降の食品の表示に関する共同会議において議論してきた原料原産地の表示方法や情報提供のあり方についてまとめたものであり、義務表示の対象品目の拡大を扱っているものではありません。いただいたご意見を踏まえ、今後、食品の表示に関する共同会議において、議論する際には、新たな表示方法による具体的な表示例等を示しつつ、消費者にとってわかりやすい表示となるかなどについて議論してまいります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者が表示そのものやその考え方等を学べる仕組み作りについて、支援していただきたい。 ・原料原産地に加えて、中間加工地も明記すべき。固有記号だけではわからない。 ・情報の詳しさよりも、表示の統一性や正確性がほしい。詳しさは事業者の負担のない程度が適当。 ・情報量が多くなることを理由に、事業者が原材料の情報把握を怠らないように指導してください。 ・消費者の意見が、真に一般消費者を代表しているかどうか疑問。消費者の要望により義務化された制度も理解されていないことが多い。真に消費者が求める表示に限定することを望む。 ・主原料の原産地表示による選択のみで安全が担保されるわけではなく、副原料であってもメラミンの混入等の悪意の異物混入は起こりえる。このような情報が不十分である以上、消費者アンケート結果が原料原産地表示拡大の根拠となるかは疑問。 ・食品事業者は限られた人員とコストで安全性と産地表示を充実させなければならないが、消費者にこの事実が伝わっていない。消費者教育が必要。
<p>I-7 個別品目の原料原産地表示の義務付けに関する意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実行可能性の問題、わかりやすさの問題から、菓子類の表示義務化は適切ではない。 ・リンゴジュースを含む果実飲料については、原料原産地表示を義務化すべき。 ・精糖については、原料原産地表示の推奨通知の範囲内であれば、対応可能。 ・小麦については、季節により産地のミックス割合も変動し、詳細がわからないため多い順の原料原産地情報の提供には対応できない。 ・冷凍食品については中小事業者が多いため、原料原産地表示の義務化には反対。 ・「餡」については、水の原産国を情報開示すべき。

<p>I-8 原料原産地情報と食品の安全性に関する情報とは別とする意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> 加工食品の品質及び安全性は、原材料管理を含む品質管理と技術によって維持されており、原料の原産地によって維持されているものではない。 原料原産地を知りたいという要望は、国産は安全で、外国産は不安というバイアスの結果ではないか。科学的な冷静さをもって、価値を発信することが重要である。 	<p>ご指摘のとおり、原料原産地情報は食品の安全性を示すものではありません。</p> <p>JAS法に基づく加工食品品質表示基準では、消費者の選択に資するため、産地に由来する原料の品質の差が最終製品に影響を及ぼすと認識されている国内で製造された20食品群について、主な原材料の原産地表示を義務としています。</p>
-----------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>II 原料原産地などの食品情報開示について</p>		
<p>II-1 容器包装への表示以外の情報伝達手段により情報を開示する仕組みに賛成する意見(条件つき賛成も含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原料原産地などの食品情報開示の制度化に賛成。 制度化といっても、義務か任意かをはっきりとすべき。その際、推奨通知に基づき検討するの適切。また、包装への表示項目とそれ以外の媒体での情報開示項目をきちんと整理すべき。 各事業者による自主的な情報開示を推奨すべき。 具体的にどこまで情報提供が求められるのかは、実行可能性を踏まえてなお議論すべき。一定のルール化が必要。 情報提供の内容、手法の検討にあたり、全ての加工食品を対象として、平等・公平に取り扱っていただきたい。国産回帰が進み、自給率も向上する。 過剰な情報開示とならないよう、情報開示の目安が必要。その際、消費者が真に求める情報にすべき。 	<p>中間的な論点とりまとめを受け、情報開示制度についての検討会を、食品の表示に関する共同会議とは別に設置することとしております。</p> <p>いただいたご意見については、今後、情報開示制度の検討会において議論する際に参考にさせていただきます。</p>

<p>Ⅱ－２ 販売方法の多様化に対応し、情報を開示する仕組みに賛成する意見(条件つき賛成も含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者が購入時に商品表示を認識できない販売方法は改善が必要。義務とするか、どのような情報が必要か、などは慎重な検討が必要。 ・義務化するのであれば、包装の表示をそのままではなく、最小限の項目としてほしい。 ・義務化の方向で検討してほしい。 ・消費者の商品選択に資するよう、国際的にみても妥当と考えられる項目が盛り込まれるようにすべき。
<p>Ⅱ－３ 中小零細事業者への配慮に賛成する意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中小零細事業者への配慮は必要。 ・国として、中小零細事業者への支援を行ない、できるだけ負担が少なく、制度への対応ができるようにすべき。
<p>Ⅱ－４ 情報を開示する仕組みの検討にあたっての課題についての意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一括表示と同様の情報を提供する場合は、包装への表示と同様の問題(頻繁な産地の切り替えによる情報の変更管理、など)がおきる。 ・多様な媒体を使っても、製品の中身と情報の1対1対応など、情報の正確性を担保するのは困難である。このことで、逆に消費者の混乱を招く。 ・事業者が開示する情報の正確性(1対1の対応性、情報の根拠等)を担保するしきみを検討してほしい。 ・取扱品目すべてに情報開示が必要であれば、管理に相当な労力を費やす必要がある。 ・ノウハウなど、過度の情報開示義務とならないよう配慮が必要。 ・推奨通知からどのような方向に変更されるのか、方向を教えていただきたい。 ・事業者のウェブ利用の実態を把握し、その利用拡大の見通しについても検討すべき。

- ・ITインフラを利用しない消費者にとっては、情報の開示の意義は低い。また、商品購入時に店舗でウェブにアクセスできる人も多くない。
- ・店舗で2次元コードをかざせば原産地が確認できるようなシステムなど、誰でもすぐにアクセスできる方策を考えて欲しい。
- ・電話やファックスなども媒体として考慮に入れて欲しい。
- ・お客さま相談窓口での対応も、認めて欲しい
- ・義務が生じた場合、その正確性担保のためのコストと消費者がどこまで情報を活用すると予測されるかについて、20食品群での調査を行い、価格に上乗せされた費用等も算出し、費用と価格の関係も明らかにしたうえで、消費者の意見を問うことから、今後の方向性を考えるべき。
- ・開示情報に誤りが合った場合、商品回収などの過剰な要求・行動に結びつかないようにすべき。
- ・他法令(景表法、JAS法、東京都条例)、国際ルールとの整合性への配慮が必要
- ・「原料の品質が製品の品質に影響を及ぼすもの」を踏み越えたものについて、原料原産地表示もしくは情報の提供の必要性の議論が不十分である。
- ・開示した情報と表示内容にずれが生じた場合、関係法律に抵触するの
か。

Ⅱ-5 情報を開示する仕組みに反対する意見

・原料原産地情報が安全性を保証し、消費者に安心感を与えるかのような雰囲気は、消費者をミスリードするものである。

・東京都条例以上の制度化は不要。中小事業者も対応できない。

ご指摘の点や、「原料原産地情報は、その安全性を示すものではないものの、食品の履歴を知る一助になることから、消費者の食品に対する安心感を得ることができるという意見が多い」と中間とりまとめ案に明記されていることを踏まえ、原料原産地情報は食品の安全性を示すものではないという認識で、情報を開示する仕組みについて検討を行ってまいります。

東京都の消費生活条例に基づく調理冷凍食品の原料原産地表示の義務付けが本年6月から施行されることとなっておりますが、情報を開示する仕組みについては、容器包装への表示とは別の手段による消費者への情報提供として、新たに設置する検討会において検討してまいります。

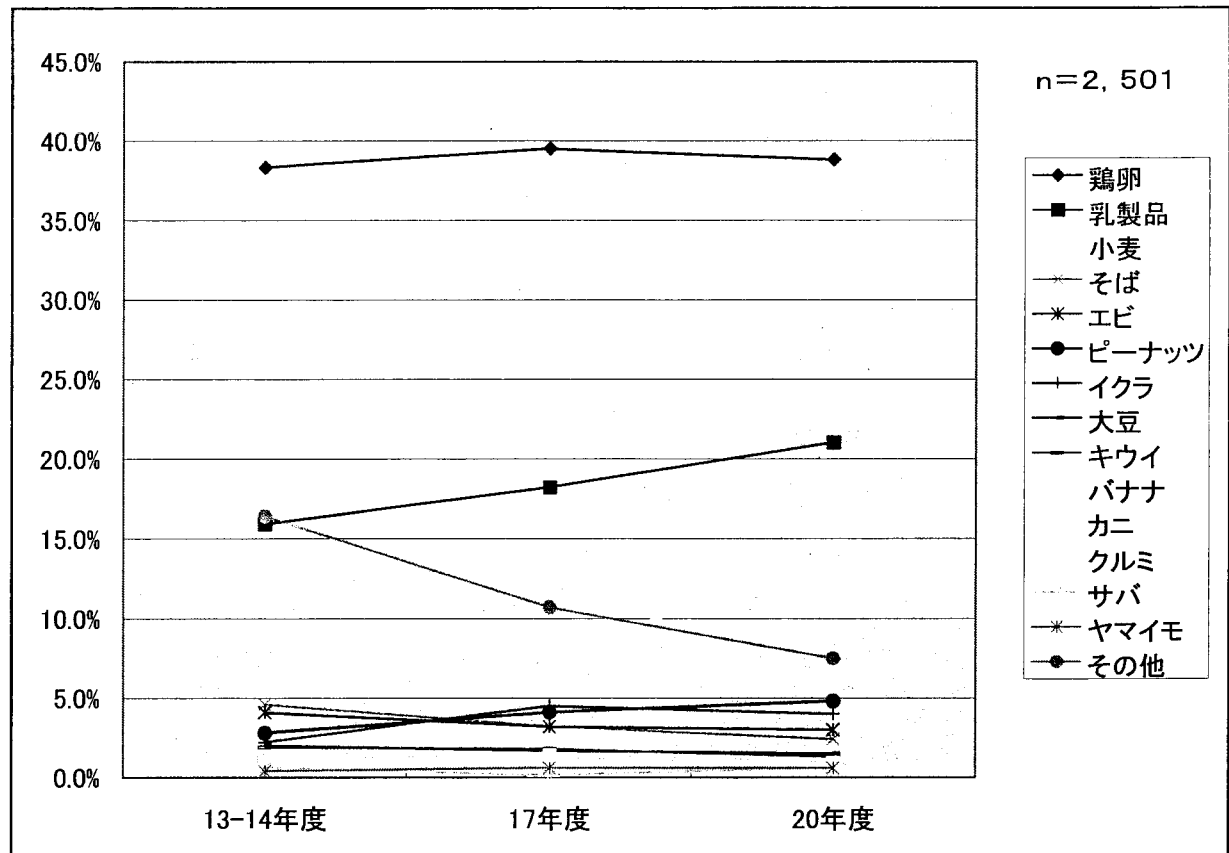
我が国の食品企業の大部分は中小零細事業者であることを踏まえ、過度な負担とならず、かつ実行可能性を担保できるような制度となるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

	<p>・だれでもタイムリーに情報を活用できるよう、できるだけ包装へ表示させるべき。大多数の消費者は、購入時に目で見える範囲での情報の改善を望んでいると考える。</p>	<p>容器包装への表示は、食品の表示に関する共同会議において、表示方法のあり方について引き続き議論することとしております。</p> <p>情報を開示する仕組みについては、容器包装への表示とは別の手段による消費者への情報提供として、新たに設置する検討会において検討してまいります。</p>
<p>Ⅱ-6 中小零細事業者への配慮に反対する意見</p>	<p>・事業者の規模で差別化するのではなく、すべての事業者が取り組めるようなルールが適当。すべての事業者にとって負担とならないようにしてほしい。</p> <p>・中小事業者へ配慮することで、同じ製品でも事業者による情報開示の偏りが生じる可能性について検討すべき。</p> <p>・中小事業者への配慮は必要ない。食品の原料原産地表示が負担と考える企業は、食品を扱う資格はない。</p>	<p>実効性を確保する観点からも、事業者の負担をできるだけ少なくすることは必要と考えています。</p>
<p>Ⅱ-7 とりまとめ案の文章についてのご意見</p>	<p>・原産地表示に製造工程管理の一環とみることの機能を求めるのには無理がある</p>	<p>食品の表示に関する共同会議でこれまで行ってきたヒアリング等の結果を踏まえ、消費者は、「原料原産地情報を品質の関係というよりも、加工食品の製造工程管理に関する情報提供の一環と捉えて」といると分析しております。</p> <p>なお、原料原産地表示により、製造工程管理自体が適正と保証されるものではないと考えております。</p>

	<p>・「3 販売方法の多様化への対応」の中に「インターネット販売などの遠隔地販売の特性に十分配慮する必要がある」との文言を追加してほしい。</p>	<p>とりまとめ案は、隔地者間取引における情報開示についての項目を起こして、隔地者間取引という特色のある販売方法においても消費者の適切な商品選択が可能となるような仕組みが必要としており、ご指摘の趣旨は既に含まれていると考えます。</p> <p>なお、ご意見は今後の検討を行う際に参考にさせていただきます。</p>
<p>Ⅲ その他</p>		
<p>とりまとめ案の内容と直接は関連のないもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原料原産地に優位性が生じた場合、原料の需給バランスが崩れ、高騰することも懸念される。 ・米トレサ法における原料原産地情報の根拠は何によるものなのか。未検査米やくず米は何をもって国産米と証明すればいいのか。ご教授ください。 ・米トレサ附則のすべての加工食品へのトレサ導入が不可能であることについて、念頭におくべき。 ・マッシュルームの原産地表示に長いところルールを適用してほしい。 ・外食産業での原料原産地表示を義務づけるべき。 ・遺伝子組換え表示対象を拡大すべき。 ・情報の開示と同時に、食育の取り組みを推進すべき。 ・統一的な食品表示法を制定すべき。 	<p>ご意見として承ります。とりまとめ案と直接は関連のないものについての具体的な回答は差し控えさせていただきます。</p>

食物アレルギーの原因物質の推移

	13-14年度	17年度	20年度
鶏卵	38.3%	39.5%	38.8%
乳製品	15.9%	18.2%	21.0%
小麦	8.0%	8.7%	12.1%
そば	4.6%	3.2%	2.4%
エビ	4.1%	3.2%	3.0%
ピーナッツ	2.8%	4.1%	4.8%
イクラ	2.2%	4.5%	4.0%
大豆	2.0%	1.7%	1.5%
キウイ	1.9%	1.8%	1.3%
バナナ	1.0%	1.2%	0.7%
カニ	1.0%	1.4%	0.9%
クルミ	0.8%	1.1%	0.8%
サバ	0.6%	0.1%	0.6%
ヤマイモ	0.4%	0.6%	0.6%
その他	16.4%	10.7%	7.5%



《調査について》

目的：即時型食物アレルギーの全国調査を実施し、我が国における即時型食物アレルギーの変遷と現状を明らかにすることにより、アレルギー表示が必要な特定原材料等の妥当性や改正の必要性を検討するための基礎資料とする。

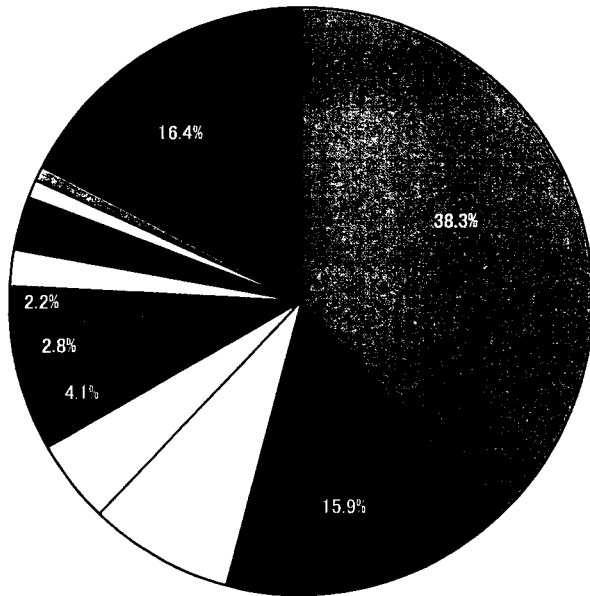
対象：何らかの食物を摂取後60分以内に症状が出現し、かつ医療機関を受診したもの

期間：平成20年1月1日～平成20年12月31日

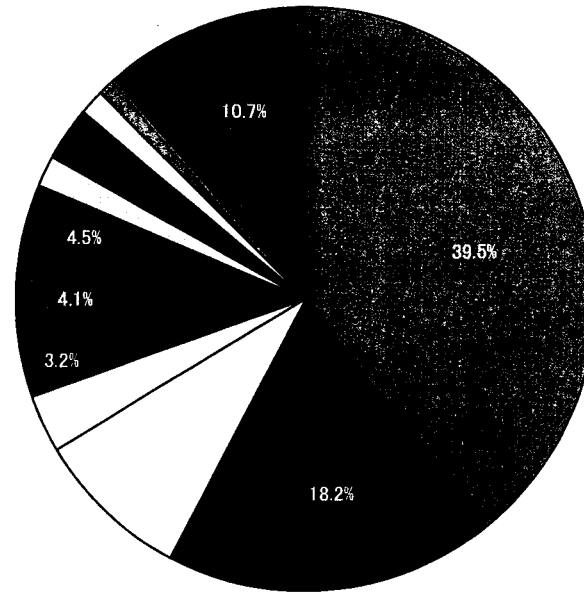
方法：調査協力を4,433名の医師に依頼し、968名の協力を得て、往復ハガキを用いた郵送法にて実施。

【参考】

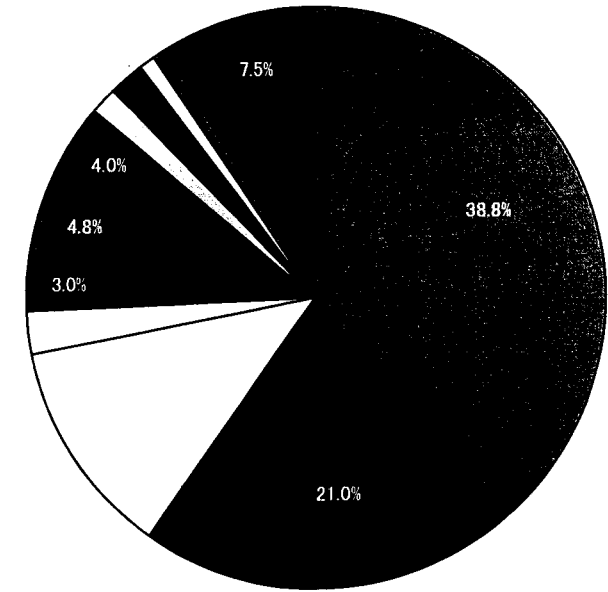
13-14年度



17年度



20年度



- | | | |
|-------|--------|---------|
| ■ 鶏卵 | ■ 乳製品 | □ 小麦 |
| □ そば | ■ エビ | ■ ピーナッツ |
| ■ イクラ | □ 大豆 | ■ キウイ |
| ■ バナナ | □ カニ | ■ クルミ |
| ■ サバ | ■ ヤマイモ | ■ その他 |

(厚生労働科学研究費補助金「食物アレルギーの発症・重症化予防に関する研究」より)

アレルギー物質を含む食品に関する表示Q & A (抄)

(略)

I-6

事業者が行うべき情報提供とは、どのような方法で行うべきでしょうか。

製造元となる事業者は、ラベル表示のみですべてのアレルギー物質に関する情報が伝達されることは困難であることを常に想定しつつ、アレルギー表示を必要とする特定原材料及び特定原材料に準ずるもの、更には、これら以外の原材料についても、電話等による問い合わせへの対応やインターネット等による正確な情報提供などを行うことができる体制を整えることが求められています。

各事業者の皆様において、商品の仕入れの際にその仕入れ先から商品に関する詳細な情報提供を受け、その情報を整理し、消費者からの問い合わせ時に迅速に回答できる体制を整えるように努めることが重要です。

(1) 各食品に原材料の内容を出来る限り詳細に記載し、特定原材料7品目については、特に別枠を設けるなどして、消費者に対し、注意喚起を行うことが望ましいと考えられます。

ア 食品名欄には個別の分かりやすい表記を行い、販売している多くの類似商品のうち具体的にどの商品に関する原材料表示であるかが容易に判別できるようにします。

イ 記載面積の制約により、実際の食品には省略規定や特定加工食品（規則第21条第13項に規定する特定加工食品をいう。）の表記を採用している場合は、別途の情報提供において、正確に全ての特定原材料を記載します。

ウ 特定原材料及び特定原材料に準ずるものについて、これが微量でも含まれる可能性のあるものも含めて可能な限り把握し、情報提供します。

エ 情報提供をインターネットのホームページ等において行う場合は、各ホームページの分かりやすい部分に、記載内容についての問い合わせに対応できる部署又は担当者名、住所、電話番号、Eメールアドレス等を記載します。

オ 企業秘密に該当する場合であっても、特定原材料を含む旨は表示の必要があります。しかしながら、他の原材料の詳細について情報提供ができない場合は、記載されているものの他にも原材料を用いている旨を記載し、アレルギーに関する問い合わせ先等を記載することにより、個別に情報提供に応じることとします。

(2) その他、併せて、消費者等から特定原材料及びその他の、製品に使用した原材料について問い合わせがあった際は、速やかに回答できる体制を整えることが望ましいです。

(3) また、食物アレルギーに対する社会的な認識を高めることが、今後のアレルギー表示の実効性をより効果のあるものとするものと考えて、アレルギー表示検討会では、消費者向け、事業者向けのパンフレットの作成を予定していますので、そちらも御参照下さい。

(略)

I-12

対面販売や店頭での量り売りを行う場合や、レストランのような飲食店等では、食物アレルギー疾患を有する方への情報提供としてどのような取組を行ったらよいですか。

対面販売や店頭での量り売り、飲食店等で提供される食品には、アレルギー表示を含む食品衛生法に規定する表示の義務はありません。しかし、健康被害防止のために、対面販売等を行う場合や飲食店等においても食物アレルギー疾患を有する方に対する情報提供の充実を図っていただきたいと考えています。

具体的には、食物アレルギー疾患を有する方が必要とする情報を正確に提示できるように記録等を整備するとともに、品書きやメニュー等を通じた情報提供の充実などの自主的な取組をしていくことが大切です。

なお、品書き等による情報提供を行う際には、「当店のメニューでは、食品衛生法で表示義務品目（特定原材料）である卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生及びアレルギー表示推奨品目（特定原材料に準ずるもの）であるあわび、いか…（中略）…バナナについて表示を行っています。」などと記載することによって、どの範囲のアレルギー物質を情報提供の対象としているか明示していただきたいと考えています。

（略）

包装食品の表示に関するコーデックス一般規格

CODEX STAN 1-1985



**FOOD AND AGRICULTURE ORGANIZATION
OF THE UNITED NATIONS
WORLD HEALTH ORGANIZATION**



Published by arrangement with the
Food and Agriculture Organization of United Nations
and the World Health Organization
by the
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries,
Government of Japan

本文書において使用する呼称及び資料の表示は、いかなる国、領土、都市あるいは地域、若しくはその当局の法律上あるいは開発上の地位に関する、又はその国境あるいは境界の設定に関する、国際連合食糧農業機関（FAO）あるいは世界保健機関（WHO）のいかなる見解の表明を意味するものではない。また、個別の企業あるいは製品への言及は、それらが特許を受けているか否かにかかわらず、言及されていない同様の性質を持つ他者に優先して、FAO あるいは WHO が承認あるいは推薦していることを意味するものではない。

© FAO/WHO, 2008 (English edition)
© Government of Japan, 2009 (Japanese edition)

包装食品の表示に関するコーデックス一般規格

CODEX STAN 1-1985

1. 範囲

本規格は、消費者への提供又はケータリングとしての提供を目的とする全ての包装食品の表示及びその提示に関する一部に適用する。

2. 用語の定義

本規格において、

「強調表示」とは、ある食品がその原産地、栄養特性、性質、加工、組成又はその他の品質に関して特色を有することを明示、示唆又は暗示するあらゆる表示をいう。

「消費者」とは、各人の要求を満たすために、食品を購入し受領する個人及び家族をいう。

「容器」とは、食品全体を封入するか部分的に封入するかに関わらず、食品を単一品目として配送するための包装資材を含むあらゆる包装をいう。なお、消費者に提供される際に、一つの容器が、複数の単位又は種類の包装を含む場合がある。

包装食品の日付表示の使用において、

「製造日」とは、当該食品が付してある表示の記載通りの製品となる日付をいう。

「包装日」とは、食品が最終的に販売される際の直接容器に、当該食品を入れる日付をいう。

「販売期限」とは、消費者に販売される最終の日付をいい、その後も家庭において十分な保存期間が残されているものとする。

「賞味期限」とは、付してある表示に記載された保存条件下において、製品が十分に販売可能であり、黙示的又は明示的に強調表示された特定の品質を保持し得る期限を示す日付をいう。ただし、この日付を過ぎても、当該食品が引き続き全く問題のない状態である場合がある。

「消費期限」(推奨最終消費期限、有効期限)とは、記載された保存条件下においてその期限を過ぎると、消費者が当該製品に対して通常期待する品質特性が失われるであろう

1985年採択。1991年、1999年、2001年、2003年、2005年、及び2008年修正。

うと考えられる期限を示す日付をいう。この日付を過ぎると、当該製品は販売不可能と見なすべきである。

「食品」とは、加工品、半加工品及び非加工品に関わらず、人間の消費向けのあらゆる物質をいう。これには飲料やチューインガムの他、「食品」の製造、調整又は処理において使用されたあらゆる物質が含まれるが、化粧品、タバコ又は薬剤としてのみ使用される物質は含まれない。

「食品添加物」とは、栄養価の有無にかかわらず、通常はそれ自体を食品として消費することはなく食品の典型的な原材料として使用されることのない物質であり、食品の製造、加工、調整、処理、充填、包装、運搬又は保存において技術的な目的（感覚的な目的を含む）で食品に意図的に添加した結果、（直接的又は間接的に）当該物質又はその副産物が食品の一成分となる若しくは食品の特性に作用する若しくはそのような結果が合理的に期待される物質をいう。なお、食品添加物には、「汚染物質」又は栄養に関する品質の維持若しくは改善のため食品に添加される物質は含まれない。

「原材料」とは、食品添加物を含めて、食品の製造又は調整において用いられ、場合によっては変形した形態で、最終製品中に存在しているあらゆる物質をいう。

「ラベル」とは、食品容器の表面に記載、印刷若しくは型枠による刷り込み、印付け、浮き出し加工若しくは押印したもの又は食品容器に添付されている、あらゆる札、商標、標章、絵入り若しくはその他の説明物をいう。

「表示」とは、販売又は処分を促進する目的でなされたものを含む、ラベル上にあるか、食品に添付されているか若しくは食品の近傍に掲示されているあらゆる記載、印刷物又は図をいう。

「ロット」とは、本質的に同じ条件下で製造された製品のある決まった量をいう。

「包装済み」とは、消費者への提供若しくはケータリング目的での提供ができるように、包装又は事前に容器内に封入されていることをいう。

「加工助剤」とは、装置若しくは器具類を含まず、それ自体では食品の原材料として消費されることのない物質又は材料であって、処理若しくは加工過程において技術的な目的を達成すべく、原料、食品又はその原材料を加工する際に意図的に使用するものをいう。ただし、「加工助剤」を使用することで、意図的ではないが、その残渣又は派生物

が最終製品中に存在することが回避できない場合がある。

「ケータリング目的の食品」とは、食品を直ちに消費するために提供する、レストラン、食堂、学校、病院及びそれに類する施設において利用される食品をいう。

3. 一般原則

3.1 包装食品は、いかなるラベル若しくは表示において、虚偽の、誤認させる若しくは欺くような方法により、又はその特性に関して誤った印象を与える恐れのある方法により、記載若しくは提示されてはならない。¹

3.2 包装食品は、いかなるラベル上若しくは表示において、当該食品と混同される可能性のある他の製品に言及する若しくは直接的若しくは間接的にそうした製品を示唆する語句、絵、又は当該食品がそのような他の製品と関係があるかの如く購入者若しくは消費者を惑わせるような方法によって、記載又は提示されてはならない。

4. 包装食品の義務的表示

個別のコーデックス規格において、別途、明示的に規定されている場合を除き、包装食品の表示においては、表示が施されている食品について以下の情報を示さなければならない。

4.1 食品の名称

4.1.1 名称は食品の本質を示すとともに、通常具体的でなければならない、総称的であってはならない。

4.1.1.1 ある食品について、コーデックス規格で一つ又は複数の名称が定められている場合、それらの名称のうち少なくとも一つを使用しなければならない。

4.1.1.2 その他の場合については、各国の法律で規定された名称を使用しなければならない。

4.1.1.3 このような名称が存在しない場合、消費者に誤認又は混乱を与えない適切な記述用語として一般的に使用されている「一般名」又は「慣用名」のいずれかを使用しなければならない。

4.1.1.4 上記の4.1.1.1から 4.1.1.3までに定められている名称の一つとともに用いられる場合にあっては、「造語」、「架空」、「銘柄」の名称、又は「商標」を用いることができる。

4.1.2 当該食品の本質及び物理的状态に関し、消費者の誤認若しくは混乱を回避するた

¹ この一般規格で言及している記述又は提示の例は、強調表示に関する一般ガイドラインで示されている。

めに必要な追加の語句又は文言を、当該食品の名称と共に若しくは近傍に表示しなければならない。当該食品の本質及び物理的状态とは、充填媒体の種類、形式及び施された処理（例えば「乾燥」、「濃縮」、「還元」、「薫製」）の条件又は種類等を含む。

4.2 原材料一覧

4.2.1 当該食品のラベルに単一の原材料から成る食品を除いて、原材料一覧を表示しなければならない。

4.2.1.1 原材料一覧の冒頭に、「原材料」という用語から成る又は「原材料」という用語を含む適切な表題を置かなければならない。

4.2.1.2 全ての原材料は、当該食品の製造時における原材料に占める重量の多いものから順に、記載しなければならない。

4.2.1.3 二種類以上の原材料から成る製品であって、原材料として用いられるものを複合原材料という。複合原材料については、その原材料を重量の重いものから順に、複合原材料のすぐ後に括弧を付して表示する場合には、原材料一覧中に複合原材料として明記することができる。複合原材料（コーデックス規格又は各国の法律においてその名称が規定されているもの）が当該食品の構成割合の5%に満たない場合は、その原材料を表示する必要はない。ただし、最終製品において技術的機能を発揮している食品添加物にあっては、この限りでない。

4.2.1.4 以下に掲げる食品及び原材料は、過敏症の原因となることが知られており、常に表示しなければならない。²

- ・グルテンを含む穀類（小麦、ライ麦、大麦、えん麦、スペルト小麦又はこれらの交雑種及びこれらの製品）
- ・甲殻類及びその製品
- ・卵及び卵製品
- ・魚類及び水産製品
- ・ピーナッツ、大豆及びその製品
- ・乳及び乳製品（乳糖を含む）
- ・木の実及びナッツ製品
- ・濃度が10 mg/kg 以上である亜硫酸塩

4.2.1.5 添加された水分は、複合食品に使用され、さらに、原材料一覧に表示されている塩水、シロップ又はだし汁などの原材料の一部を成している場合を除き、原材料一覧に表示しなければならない。また、製造過程で蒸発した水分又はその他の揮発性成分は表示する必要はない。

² 本一覧への追加又は削除は、コーデックス食品表示部会が FAO/WHO 合同食品添加物専門家委員会 (JECFA) の与える助言を考慮し、検討を行う。

4.2.1.6 本章の一般規定に代わるものとして、水のみを追加し還元することを意図した脱水食品又は濃縮食品においては、「ラベルの指示に従って調理した場合の本製品の原材料」などの記載を含むのであれば、還元した製品の割合順に、その原材料を列記することができる。

4.2.2 バイオテクノロジーによって得られた食品又は原材料中に、4.2.1.4に列記されたいずれかの食品から移転したアレルゲンが存在している場合には、その旨を表示しなければならない。

アレルゲンの存在に関する十分な情報を表示によって与えることが不可能な場合は、アレルゲンを含有している食品を販売すべきでない。

4.2.3 以下に掲げる場合を除き、原材料一覧に含まれる原材料については、4.1（食品の名称）の規定に従い、具体的な名称を用いなければならない。

4.2.3.1 4.2.1.4に列記された原材料を除き、また、一般的な分類名がより有益な情報を提供すると考えられる場合以外は、以下の分類名を用いることができる。

分類の名称	分類名
オリーブ以外の精製油	「硬化」又は「部分硬化」という用語を付し、「植物性」又は「動物性」という用語を伴う「油」
精製脂肪	「植物性」又は「動物性」という用語を伴う「脂肪」
でん粉（化学的な処理を施した加工でん粉を除く。）	「でん粉」
その魚が別の食品の原材料を構成しており、かつ、そのような食品の表示及び提示において特定の魚種が言及されていない場合の全ての種類の魚類	「魚」
その家禽肉が別の食品における原材料を構成しており、そのような食品の表示及び提示において特定の家禽肉の種類が言及されていない場合の全ての種類の家禽肉	「家禽肉」

そのチーズ又は混合チーズが別の食品における原材料を構成しており、そのような食品の表示及び提示において特定のチーズの種類が言及されていない場合の全ての種類のチーズ	「チーズ」
食品中において単独又は組み合わせによる重量が2%を超えない、全ての香辛料及び香辛料抽出物	「香辛料 (単数)」、「複数の香辛料」又は「混合香辛料」
食品中において単独又は組み合わせによる重量が2%を超えない、全てのハーブ及びハーブの一部	「ハーブ」又は「混合ハーブ」
チューインガム用ガムベースの製造で使用する、全ての種類のガム製剤	「ガムベース」
全ての種類のショ糖	「砂糖」
無水デキストロース及びデキストロース水合物	「デキストロース」又は「グルコース」
全ての種類のカゼイン塩	「カゼイン塩」
乾燥重量割合で乳タンパクを最低50%含有する乳製品*	「乳タンパク」
加圧、圧搾又は精製されたココアバター	「ココアバター」
食品重量の10%を超えない全ての砂糖漬け果物	「糖果」

* 乳タンパク含有量の計算：ケルダール法による窒素量 × 6.38

4.2.3.2 4.2.3.1の規定に関わらず、豚脂、ラード及び牛脂については、その特定の名称を常に表示しなければならない。

4.2.3.3 以下の各分類に該当し、食品への使用が一般的に許可されている食品添加物の一覧に掲げられている食品添加物については、以下に掲げた分類名を、国内法で求められる特定の名称又は識別番号と併せて用いなければならない。

- ・ pH調整剤
- ・ 酸
- ・ 固結防止剤
- ・ 消泡剤
- ・ 酸化防止剤
- ・ 増量剤
- ・ 着色剤
- ・ 保色剤
- ・ 乳化剤
- ・ 乳化塩
- ・ 固化剤
- ・ 小麦粉処理剤
- ・ 調味料
- ・ 発泡剤
- ・ ゲル化剤
- ・ 光沢剤
- ・ 保水剤
- ・ 防腐剤
- ・ 噴出剤
- ・ 膨張剤
- ・ 安定剤
- ・ 甘味料
- ・ 増粘剤

4.2.3.4 以下の分類名は、以下の各分類に該当し、食品への使用が一般的に許可されている食品添加物の一覧に掲げられているものについて用いることができる。

- ・ 香料及び着香料
- ・ 加工でん粉

「香料」という表現は、必要に応じ、「天然の」、「天然と同じ」、「人工の」又はこれらの用語の組み合わせを追加することができる。

4.2.4 加工助剤及び食品添加物のキャリーオーバー

4.2.4.1 食品添加物を用いた原料又はその他原材料を使用した結果、相当量又は食品中で技術的な機能を発揮するのに十分な量が当該食品中にキャリーオーバーされた場合は、当該食品添加物を原材料一覧に含めなければならない。

4.2.4.2 技術的な機能を発揮するために必要な量よりも低い水準で食品中にキャリーオーバーされた食品添加物及び加工助剤は、原材料一覧への表示が免除される。ただし、4.2.1.4に記載された食品添加物及び加工助剤については、この免除は適用されない。

4.3 正味量及び固形量

4.3.1 正味量は、メートル法 (S I 「国際単位系」) で表示しなければならない。³

4.3.2 正味量は、以下の方法によって表示しなければならない。

- (i) 液状食品の場合は、体積。
- (ii) 固形食品の場合は、重量。
- (iii) 半固形又は粘性のある食品の場合は、重量か体積のいずれか。

³ 正味量の表示は、包装時の量を示し、平均的な量管理システムを基準として行うものとする。

4.3.3 液体媒体で充填された食品は、正味量を表示することに加え、当該食品の固形量をメートル法によって表示しなければならない。ここで、液体媒体とは、水、砂糖水及び食塩水、果物及び野菜缶詰の場合のみ果実及び野菜ジュース又は食酢であって、単独の又はこれらを組み合わせたものをいう。⁴

4.4 名称及び所在地

当該食品の製造者、加工包装業者、流通業者、輸入業者、輸出業者又は販売業者の名称及び所在地を表示しなければならない。

4.5 原産国

4.5.1 原産国の省略が消費者を誤認させる又は欺く恐れのある場合は、当該食品の原産国を表示しなければならない。

4.5.2 ある食品が当該性質を変化させる加工を別の国で受ける場合、表示上は、当該加工が施された国を原産国として表示しなければならない。

4.6 ロット識別

各容器は、生産工場やロットを識別できるよう、コード番号又は明文で浮き出し加工を施すか若しくは容易には消えない方法で表示しなければならない。

4.7 日付表示及び保存方法

4.7.1 個別のコーデックス規格において別段の定めがない場合においては、以下の日付表示を適用しなければならない。

- (i) 「賞味期限」を表示しなければならない。
- (ii) 「賞味期限」は、少なくとも以下のものから構成されていなければならない。
 - 3ヵ月以下の賞味期限を有する製品については、日及び月
 - 3ヵ月を超える賞味期限を有する製品については、月及び年。その該当月が12月である場合、年を表示すればよい。
- (iii) 日付については、以下の文言により表示しなければならない。
 - 日付を表示する場合は「賞味期限...」
 - それ以外の場合は「賞味期限...末」
- (iv) (iii)に規定する文言には以下を表示しなければならない。
 - 日付、又は
 - 日付の記載位置への参照。
- (v) 日、月及び年は、コード化されていない数列で表示しなければならない。なお、月に関しては、その使用が消費者を混乱させることのない国においては、文字で表わすことができる。

⁴ 固形量の表示は、平均的な量管理システムを基準として行うものとする。

(vi) 4.7.1 (i)の規定に関わらず、以下については「賞味期限」の表示を求めてはならない。

- 生鮮果実及び野菜（皮むき、切断及びこれらに類する処理がされていない馬鈴薯を含む）
- ワイン、リキュールワイン、発泡ワイン、着香ワイン、果実ワイン及び発泡果実ワイン
- アルコール含有量10%（体積%）以上の飲料
- パン屋又は菓子屋の製品で、その内容物の特性から、通常、製造後24時間以内に消費されるもの
- 食酢
- 食塩
- 固形糖
- 着香又は着色した砂糖を含む菓子製品
- チューインガム

4.7.2 「賞味期限」に加え、この期限の有効性が保存状態に依存する場合は、当該食品の保存に関する特別な条件をラベルに表示しなければならない。

4.8 使用上の注意

還元等の「使用上の注意」は、食品が確実に正しく使用されるために、必要に応じて、ラベルに付さなければならない。

5. 追加義務表示要件

5.1 原材料の量的表示

5.1.1 原材料を混合又は組み合わせて販売される食品については、原材料が以下にあてはまる場合、製造時に使用する当該原材料（複合原材料⁵又は原材料群⁶を含む）の重量又は体積の割合を明らかにしなければならない。

当該原材料が、

- (a)含まれていることが語句、絵又は図によってラベル上で強調されているもの、又は
- (b) 当該食品の名称には含まれていないが、当該食品を特徴づけるためには不可欠であり、当該食品が販売される国において消費者がその食品に存在していると予期しているものであり、原材料の量的表示を省略することにより消費者を誤認さ

⁵ 複合原材料において、使用割合とは、当該複合原材料全体の使用割合をいう。

⁶ 原材料の量的表示において、「原材料群」とは、原材料の分類名として使われる一般的な用語及び／又は食品の名称として使われるあらゆる類似の用語をいう。

せる又は欺く恐れのあるもの

以下に掲げる場合は、原材料の割合を明らかにする必要はない。

- (c) 当該原材料が、風味付けの目的で少量使われる場合又は
- (d) 特定のコーデックス個別食品規格が、この原材料の量的表示の要求に抵触する場合

5.1.1(a)について、

- (e) 次の場合には、当該食品の名称の中に強調したい原材料又は原材料群が含まれることをもって原材料の量的表示を求めてはならない。
 - 当該食品が販売される国において、当該食品の特性について、当該食品を特徴づけるため、あるいは類似の食品と区別するにあたって製品間の当該原材料量の違いが必要でないために、その名称が消費者に誤認させ又は欺くこととならず、又は、誤った印象を与える恐れがない場合。

5.1.2 5.1.1において求められる情報は、百分率で製品のラベル上に表示しなければならない。

使用割合は、量的表示をする原材料毎に、重量又は体積の割合として、特定の原材料を強調している語句、絵若しくは図の近く；食品の名称の近く又は原材料一覧に表示された該当する原材料の近くに、当該原材料の存在を強調している場合には最小割合を、当該原材料が少ないことを強調している場合には最大割合を記載しなければならない。

加熱その他の処理によって水分を失った食品については、その重量又は体積割合は、使用されている原材料の量を最終製品との関係とにおいて対応しなければならない。

表示上のある原材料の量又は全ての原材料の合計量が100%を超える場合には、その割合は、最終製品の100g当りに使用される原材料の重量の表示に置き換えることができる。

5.2 照射食品

5.2.1 電離放射線で処理された食品のラベルは、処理したことを示す文言が当該食品名に近接して添付されていなければならない。また、以下の国際食品照射記号の使用は任意であるが、これを使用する際には、当該食品名に近接して添付しなければならない。



5.2.2 照射された製品を他の食品中の原材料として使用する場合は、原材料の一覧にその旨を表示しなければならない。

5.2.3 単一原材料による製品が照射された原料から作られる場合は、当該製品のラベルはその処理を示す文言を含まなければならない。

6. 義務表示要件の適用除外

香辛料及びハーブを除き、その最大表面積が10 cm²未満の小さな食品については、4.2及び4.6から4.8までの要件の適用を除外できる。

7. 任意表示

7.1 本規格の義務的要件並びに3「一般原則」で規定している強調表示及び欺くことに関する要件に抵触しないものである場合は、記載、印刷されたあらゆる情報若しくは絵柄又は図柄を表示することができる。

7.2 格付表示を用いる場合、当該表示は容易に理解することができるものとし、誤認を招くものや欺くものであってはならない。

8. 義務的情報の提示

8.1 概要

8.1.1 包装食品におけるラベルは、容器から分離することのない方法で貼付されなければならない。

8.1.2 本規格、その他あらゆるコーデックス規格に基づきラベル上に表示されることが求められている文言は、通常の購入及び使用条件において、明確で、目立ち、消えることなく消費者が容易に判読できるものでなければならない。

8.1.3 容器が包装材によって被包される場合、当該包装材には必要な情報が付されていなければならない。若しくは当該容器表面のラベルが外側の包装材を通して容易に判読できなければならない。又はそうした包装材によってラベルが不明瞭となつてはならない。

8.1.4 食品の名称及び正味量は、目立つ位置に、同時に視野に入るように表示しなければならない。

8.2 言語

8.2.1 元のラベル上における言語が、当該製品が意図する消費者に受け入れられない場合、再表示を行なう代わりに、義務的表示に関する情報を含んだ要求される言語で記載された補足ラベルを使用することができる。

8.2.2 再表示又は補足ラベルのいずれの場合においても、提供する義務的情報は、元のラベルの情報を完全に、正確に反映しなければならない。

強調表示に関するコーデックス 一般ガイドライン

CAC/GL 1-1979 (Rev. 1-1991)



**FOOD AND AGRICULTURE ORGANIZATION
OF THE UNITED NATIONS
WORLD HEALTH ORGANIZATION**



Published by arrangement with the
Food and Agriculture Organization of United Nations
and the World Health Organization
by the
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries,
Government of Japan

本文書において使用する呼称及び資料の表示は、いかなる国、領土、都市あるいは地域、若しくはその当局の法律上あるいは開発上の地位に関する、又はその国境あるいは境界の設定に関する、国際連合食糧農業機関（FAO）あるいは世界保健機関（WHO）のいかなる見解の表明を意味するものではない。また、個別の企業あるいは製品への言及は、それらが特許を受けているか否かにかかわらず、言及されていない同様の性質を持つ他者に優先して、FAO あるいは WHO が承認あるいは推薦していることを意味するものではない。

© FAO/WHO, 1991(English edition)
© Government of Japan, 2008 (Japanese edition)

強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン
CAC/GL 1-1979 (Rev. 1-1991) ¹

1 範囲及び一般原則

1.1 本ガイドラインは、当該食品が個別のコーデックス規格の対象であるか否かに関わらず、食品に対してなされる強調表示に関するものである。

1.2 本ガイドラインは、いかなる食品も、虚偽の、誤認させる若しくは欺く方法により又はその特性に関して誤った印象を与える恐れのある方法により、記載又は提示されてはならない、という原則に基づいている。

1.3 食品を販売する者は、当該食品への強調表示の妥当性を実証できなければならない。

2 定義

本ガイドラインにおいて、強調表示とは、ある食品がその原産地、栄養特性、性質、生産、加工、組成、その他の品質に関して特色を有することを、明示、示唆又は暗示するあらゆる表示をいう。

3 禁止される強調表示

以下の強調表示については禁止すべきである。

3.1 「ある食品が全ての必須栄養素を十分に供給する」と明示する強調表示。ただし、十分に定義された製品で、コーデックス規格がそのような強調表示を許容している場合、又は関係当局が当該製品を全ての必須栄養素の十分な供給源として容認した場合を除く。

3.2 「バランスの取れた食事又は通常の食品では、十分な量の全栄養素が供給されない」との内容を暗示している強調表示。

¹ 「強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン」は、1979年に開催された第13回コーデックス委員会（Codex Alimentarius Commission）総会において採択された。本ガイドラインの改訂版は、1991年に開催された同委員会の第19回総会で採択された。本ガイドラインは、国際連合食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）の全ての加盟国及び準加盟国に対し助言的文書として回付されており、その活用方法については各国政府の判断に委ねられている。

3.3 実証できない強調表示。

3.4 下記に該当する場合を除き、疾病、障害又は特別な生理学的状態の予防、緩和、処置又は治療における使用への適合性に関する強調表示。

- (a) 「栄養・特殊用途食品部会」の所掌範囲に含まれる食品に関するコーデックス規格又はガイドラインの規定に従っており、本ガイドラインが規定する原則に従っている場合。

又は、

- (b) 該当するコーデックス規格又はガイドラインが存在しない場合であって、当該食品が流通している国の法律によって許可されている場合。

3.5 類似する食品の安全性について疑念を引き起こし得るような強調表示、又は消費者の不安感をかきたてる若しくはそうした不安感に付け入るような強調表示。

4 誤認させる恐れのある強調表示

以下は、誤認させる恐れのある強調表示の例である。

4.1 不完全な比較表現や最上級表現を含む無意味な強調表示。

4.2 「健全な (wholesome)」、「健康に良い (healthful)」、「安全な (sound)」などの適正衛生規範に関する強調表示。

5 条件付き強調表示

5.1 以下の強調表示については、各々に対して付された特別な条件に従うものであれば認められる。

- (i) ビタミン、ミネラル及びアミノ酸といった栄養素の添加により、栄養価が高められた又は特別な栄養価が得られたとの表示は、そうした添加が「食品への必須栄養素の添加に関するコーデックス一般原則」に従った栄養学的な考察に基づいている場合にのみ可能である。このような表示は、関係当局が定める法律に従わなければならない。
- (ii) ある栄養素の低減又は除去により、特別な栄養学的特質を有しているという表

示は、栄養学的考察に基づき、関係当局が定める法律に従わなければならない。

- (iii) 「自然の (natural)」、「純粋な (pure)」、「新鮮な (fresh)」、「自家製 (home made)」、「有機栽培 (organically grown)」及び「生物学的栽培 (biologically grown)」のような用語は、その使用に際して、当該食品が販売される国の慣行に従わなければならない。これらの用語の使用は、3に規定された禁止事項と整合性が取れていなければならない。
- (iv) ある食品が宗教又は儀式に関する関係当局が求める要件に合致するものである場合、宗教又は儀式に則った食品の調整（例えば、「ハラール」や「コーシャー」）についての強調表示を行うことができる。
- (v) ある食品が特別な性質を有するという強調表示を、全ての同様な食品が当該性質を有する場合に行うのは、この事実が当該強調表示において明らかにされている場合のみ可能である。
- (vi) 食品に特定の物質が含まれていないこと又は添加されていないことを強調する強調表示は、当該強調表示が誤認させることのないものであり、当該物質が以下の全てに該当する場合に、用いることができる。
 - (a) コーデックス規格又はガイドラインにおいて特別な要件の対象となっていないこと
 - (b) 通常、当該食品中に存在すると消費者が予期していること
 - (c) 同程度に顕著な表現で明示されている場合を除き、当該食品に同等な特質を与える他の物質により代替されていないこと
 - (d) 当該食品中の存在、又は当該食品への添加が認められていること
- (vii) 一つ以上の栄養素が含まれていないこと又は添加されていないことを明らかにする強調表示は、栄養強調表示と見なされるとともに、当該強調表示には、「栄養表示に関するコーデックスガイドライン」に従い、栄養表示を伴うことが義務となる。

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達 に関する法律の概要

平成21年4月
農林水産省

I 趣旨

事故米穀の不正規流通事案の発生を踏まえ、米穀等に関し、食品としての安全性の確保、表示の適正化及び適正かつ円滑な流通の確保等に資するため、米穀等を取り扱う事業者に対し、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付ける。

II 法案の内容

(1) 譲受け、譲渡し等に係る情報の記録等

- ① 米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者（米穀事業者）は、米穀等の譲受け、譲渡し等をしたときは、名称（指定米穀等にあつては、名称及び米穀の産地）、数量、年月日、相手方等を記録しなければならないこととする。（トレーサビリティ）

※ 米穀等：米穀及び米穀を原材料とする一定の加工品・料理で政令で定めるもの

※※ 指定米穀等：米穀事業者及び一般消費者が購入に際してその産地を識別することが重要と認められる米穀等として政令で定めるもの

- ② 米穀事業者は、①の記録を一定期間保存しなければならないこととする。
- ③ 記録、保存義務違反に対する罰則を設ける。

(2) 一般消費者に対する産地情報の伝達

- ① 米穀事業者は、指定米穀等について一般消費者に販売又は提供をするときは、米穀の産地を伝達しなければならないこととする。（産地情報の伝達）
- ② 米穀事業者が一般消費者に対する情報の伝達を行わない場合に、勧告及び命令を行うことができることとする。
- ③ 命令違反に対する罰則を設ける。

III 施行期日

- (1) 公布の日から1年6月を超えない範囲内で政令で定める日
- (2) 公布の日から2年6月を超えない範囲内で政令で定める日

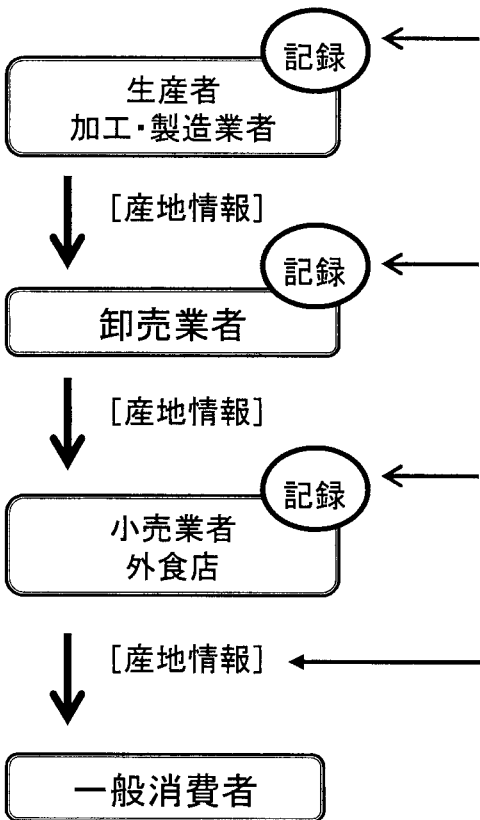
米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の概要

【法律の趣旨】

- 食品事故への対応、表示の適正化、適正かつ円滑な流通の確保等に資するため、トレーサビリティを導入し、米穀等の流通の透明性を高める。
- トレーサビリティを基礎として、米穀等の産地情報を一般消費者にまで伝達。

トレーサビリティ新法

【米穀等の流通】



米穀事業者間の譲受け・譲渡しの情報の記録

対象: 米穀及び米穀を原材料とする一定の加工品・料理
 (対象品目は、米穀のほか、政令で、米粉、米飯類、あられ、せんべい等を指定することについて検討中)

- 米穀事業者は、米穀等の譲受け・譲渡しをしたときは、名称、数量、年月日、相手方、搬入・搬出の場所、産地*に関する記録を作成・保存

※ 産地情報の伝達を行う米穀等の場合は、産地についても記録

一般消費者への産地情報の伝達

対象: 上記米穀等のうち、米穀事業者や一般消費者が購入する際その産地を識別することが重要と認められるもの
 (対象品目は、政令で、米穀、米粉、米飯類、あられ、せんべい等を指定することについて検討中。JAS法の原産地表示規制の対象となっているものは、JAS法で規制。)

- 販売者・料理店は、一般消費者に原料米の産地情報を伝達

期待される効果

- 問題製品の迅速な回収
- 流通ルート of 早期特定
- 食品事故の原因究明や産地等の偽装表示の解明の促進
- 米穀の産地情報を一般消費者が入手

(参考)

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(抄)

(平成二十一年四月二十四日法律第二十六号)

附 則

(検討)

第五条 (略)

2 政府は、前項に規定するもののほか、国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図る観点から、飲食料品について、この法律の実施状況を踏まえつつ、速やかに、仕入先、仕入日、販売先、販売日等の取引等に係る基礎的な情報についての記録の作成及び保存並びに緊急時における国等への情報提供を義務付けることについて検討を加えるとともに、加工食品について、速やかに、その主要な原材料の原産地表示を義務付けることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(注) 本項の規定は、法律公布の日(平成二十一年四月二十四日)から施行。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）の一部を改正する法律（平成21年4月30日法律第31号）について

I 趣旨

最近の飲食料品の原産地等についての悪質な偽装表示事件が多数発生している状況にかんがみ、原産地について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者に対する罰則を設ける等の措置を講ずる。

II 主な改正の内容

1. 目的規定の改正（第1条）

法律の目的として、農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護を明示する。

2. 品質表示基準の遵守に関する規定の新設（第19条の13の2）

直罰規定の導入に伴い、製造業者等が品質表示基準に従い、農林物資の品質表示をしなければならない旨を明文化する。

3. 品質表示基準違反に係る公表に関する規定の新設（第19条の14の2）

品質表示基準違反に係る指示又は命令が行われるときは、これと併せてその旨の公表を行う規定を設ける。

4. 原産地について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者に対する罰則規定の新設（第23条の2）

品質表示基準において表示すべきこととされている原産地（原料又は材料の原産地を含む。）について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金に処するものとする。

III 施行期日

公布の日（平成21年4月30日）から起算して30日後（平成21年5月30日）。

第一条 この法律は、適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによつて、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによつて一般消費者の選択に資し、もつて農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与することを目的とする。

(品質に関する表示の基準の遵守)

第十九条の十三の二 製造業者等は、前条第一項から第三項までの規定により定められた品質に関する表示の基準に従い、農林物資の品質に関する表示をしなければならない。

(表示に関する指示等)

第十九条の十四 農林水産大臣は、第十九条の十三第一項若しくは第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規定により定められた同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない製造業者等があるときは、当該製造業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

第一条 この法律は、適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによつて、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによつて一般消費者の選択に資し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

[新設]

(表示に関する指示等)

第十九条の十四 農林水産大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規定により定められた同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない製造業者等があるときは、当該製造業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2 農林水産大臣は、第十九条の十三第三項の規定により定められた品質に関する表示の基準を守らない製造業者等があるときは、当該製造業者等に対し、その基準を守るべき旨の指示をすることができる。

3 [略]

第十九条の十四の二 前条の規定により指示又は命令が行われるときは、これと併せてその旨の公表が行われるものとする。

第七章 罰則

第二十三条の二 第十九条の十三第一項又は第二項の規定により定められた品質に関する表示の基準において表示すべきこととされている原産地（原料又は材料の原産地を含む。）について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第二十九条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当

2 農林水産大臣は、前条第三項の規定により定められた品質に関する表示の基準を守らない製造業者等があるときは、当該製造業者等に対し、その基準を守るべき旨の指示をすることができる。

3 [略]

[新設]

[同上]

[新設]

第二十九条 [同上]

該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十三条の二又は第二十四条(第八号に係る部分に限る。)

一 億円以下の罰金刑

二 [略]

2 [略]

一 第二十四条(第八号に係る部分に限る。) 一 億円以下の罰金

刑

二 [略]

2 [略]